

D 4 1 6 ~ D 4 1 8 (略)

D 4 1 9 その他の検体採取

1・2 (略)

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、40点を所定点数に加算する。

3 動脈血採取 (1日につき) (略)

注1 (略)

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、15点を所定点数に加算する。

4 前房水採取 (略)

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、90点を所定点数に加算する。

5 副腎静脈サンプリング (一連につき) (略)

注1・2 (略)

3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、1,000点を所定点数に加算する。

6 (略)

D 4 1 9 - 2 (略)

第5節・第6節 (略)

第4部 画像診断

通則

1~7 (略)

第1節 (略)

第2節 核医学診断料

通則

1~3 (略)

区分

E 1 0 0 ・ E 1 0 1 (略)

D 4 1 6 ~ D 4 1 8 (略)

D 4 1 9 その他の検体採取

1・2 (略)

(新設)

3 動脈血採取 (1日につき) (略)

注 (略)

(新設)

4 前房水採取 (略)

(新設)

5 副腎静脈サンプリング (一連につき) (略)

注1・2 (略)

(新設)

6 (略)

D 4 1 9 - 2 (略)

第5節・第6節 (略)

第4部 画像診断

通則

1~7 (略)

第1節 (略)

第2節 核医学診断料

通則

1~3 (略)

区分

E 1 0 0 ・ E 1 0 1 (略)

E 1 0 1 - 2 ポジトロン断層撮影

1 ~ 3 (略)

注 1 ~ 3 (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合には、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する

E 1 0 1 - 3 ^〇ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

1・2 (略)

注 1 ~ 3 (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合には、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する

E 1 0 1 - 4 ^〇ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき） (略)

注 1 ~ 3 (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定

E 1 0 1 - 2 ポジトロン断層撮影

1 ~ 3 (略)

注 1 ~ 3 (略)

(新設)

E 1 0 1 - 3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

1・2 (略)

注 1 ~ 3 (略)

(新設)

E 1 0 1 - 4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき） (略)

注 1 ~ 3 (略)

(新設)

により所定点数を算定する場合においては、1、280点、800点又は480点を所定点数に加算する

E 1 0 1 - 5 ・ E 1 0 2 (略)

第3節 コンピューター断層撮影診断料

通則

1 コンピューター断層撮影診断の費用は、区分番号E 2 0 0 に掲げるコンピューター断層撮影 (C T 撮影)、区分番号E 2 0 0 - 2 に掲げる血流予備比コンピューター断層撮影、区分番号E 2 0 1 に掲げる非放射性キセノン脳血流動態検査又は区分番号E 2 0 2 に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影 (M R I 撮影) の各区分の所定点数及び区分番号E 2 0 3 に掲げるコンピューター断層診断の所定点数を合算した点数により算定する。

2・3 (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児 (新生児を除く。) 又は3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号E 2 0 0、区分番号E 2 0 1 又は区分番号E 2 0 2 に掲げるコンピューター断層撮影を行った場合 (頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合を除く。) は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。なお、頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合は、新生児頭部外傷撮影加算、乳幼児頭部外傷撮影加算又は幼児頭部外傷撮影加算として、それぞれ所定点数の100分の85、100分の55又は100分の35に相当する点数を加算する。

区分

E 2 0 0 (略)

E 2 0 0 - 2 血流予備量比コンピューター断層撮影 9,400点

注1 血流予備量比コンピューター断層撮影の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定でき

E 1 0 1 - 5 ・ E 1 0 2 (略)

第3節 コンピューター断層撮影診断料

通則

1 コンピューター断層撮影診断の費用は、区分番号E 2 0 0 に掲げるコンピューター断層撮影 (C T 撮影)、区分番号E 2 0 1 に掲げる非放射性キセノン脳血流動態検査又は区分番号E 2 0 2 に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影 (M R I 撮影) の各区分の所定点数及び区分番号E 2 0 3 に掲げるコンピューター断層診断の所定点数を合算した点数により算定する。

2・3 (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児 (新生児を除く。) 又は3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号E 2 0 0 から区分番号E 2 0 2 までに掲げるコンピューター断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。

区分

E 2 0 0 (略)

(新設)

るものとする。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

E 2 0 1 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI 撮影) (一連につき)

1 ~ 3 (略)

注 1 ~ 8 (略)

9 MRI 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身のMRI 撮影を行った場合は、全身MRI 撮影加算として、600点を所定点数に加算する。

E 2 0 3 (略)

第 4 節・第 5 節 (略)

第 5 部 投薬

通則

1 ~ 5 (略)

第 1 節 調剤料

区分

F 0 0 0 調剤料

1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合

イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬 (1 回の処方に係る調剤につき) 11 点

ロ 外用薬 (1 回の処方に係る調剤につき) 8 点

2 入院中の患者に対して投薬を行った場合 (1 日につき) 7 点

E 2 0 1 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI 撮影) (一連につき)

1 ~ 3 (略)

注 1 ~ 8 (略)

(新設)

E 2 0 3 (略)

第 4 節・第 5 節 (略)

第 5 部 投薬

通則

1 ~ 5 (略)

第 1 節 調剤料

区分

F 0 0 0 調剤料

1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合

イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬 (1 回の処方に係る調剤につき) 9 点

ロ 外用薬 (1 回の処方に係る調剤につき) 6 点

2 入院中の患者に対して投薬を行った場合 (1 日につき) 7 点